やおうえるかむコモンズ推進企画運営補助業務仕様書

1. 委託業務の名称

やおうえるかむコモンズ推進企画運営補助業務(以下、「本業務」という。)

2. 委託業務の目的

八尾市(以下、「本市」という。)では、芸術文化による創造及び交流の基盤の形成を図るため、様々なアートのジャンルだけでなく、産業や観光、福祉などあらゆる分野の垣根を越えて、人や場所、活動が結びついたネットワークを「やおうえるかむコモンズ」と名付けており、様々な活動や交流を通じて結びつきを強めることで、芸術文化活動が活性化することをめざしている。

本業務は、「やおうえるかむコモンズ」の形成に向け、やおうえるかむコモンズ推進会議(以下、「推進会議」という。)が中心となって取り組む活動、とりわけ、高校合同文化祭及びまちかどライブクリエイションを実施することにより、八尾市芸術文化推進基本計画(以下、「計画」という。)に規定する7つの施策のうち、「施策2 芸術文化につながる機会の提供」、「施策4 自由な芸術文化活動のための環境の整備」、「施策5 芸術文化を通じた子どもの育み」、「施策6 芸術文化を通じた地域の活性化」、「施策7 芸術文化によるまちの魅力の発信」を図ることを目的とする。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

4. 委託業務の内容

上記2の目的を達成するため、以下(1)から(3)の運営補助業務を行う。 なお、業務を進めるにあたっては、各々の留意事項に注意するものとする。

(1)高校合同文化祭

令和5年度に実施した高校合同文化祭*を踏まえ、対象を概ね中学生から大学生までに拡大し、より多くの若者が参加する文化祭を実施する。

- ※ 計画に規定するリーディングプロジェクトの一つ。令和5年度は八尾市文化会館をはじめ 市内4か所で、市内6つの高校による作品展示やパフォーマンスを行った。
 - ■去年の様子はこちら→ https://www.city.yao.osaka.jp/0000071969.html

①実施方法

本市内の高校に通う高校生を中心に、企画運営に従事するコモンズサポーターと連携し、高校合同文化祭の企画運営業務を行う。

②留意事項

- ア 高校合同文化祭の実施時期は、令和6年11月9日(土)から17日(日) までの9日間とする。※オンライン展覧会は除く。
- イ 会場候補は以下のとおり。※日程は実施予定日。変更の可能性あり。 萱振御坊 恵光寺、八尾おゆば、地域共生空間つながりについては、高校 合同文化祭及びまちかどライブクリエイションの両方を実施する会場とし ての利用を想定している。

会 場 【 】は住所	日 程(予定)
八尾市文化会館 (プリズムホール)	
回廊ギャラリー、オープンコーナー	作品展示:11/9 (土) ~14 (木)
【光町2-40】	
アリオ八尾 光町スクエア	実演:11/10 (日)
【光町2-3】	
萱振御坊 恵光寺	実演:11/10 (日)
【萱振町4-1】	
シルキーホール	実演:11/16 (土)
【本町5-1-41】	
八尾おゆば	実演、作品展示:11/17(日)
【柏村町2-65-1】	
地域共生空間つながり	実演、作品展示:11/17(日)
【都塚3-1015-3】	
オンライン展覧会	
[HUAHUA]	作品展示:11/1 (金)~30(土)
https://www.huahua-online.com/ja/	

- ウ 出演者、出展者については、高校生年代を中心に概ね中学生から大学生までとし、幅広く公募するものとする。公募にあたってのチラシ等の印刷製本費も委託業務に含める。
- エ コモンズサポーターとの連携にあたっては、高校合同文化祭全体だけでなく、必要に応じて会場ごとに開催する企画会議の運営補助を委託業務とする。
- オ 高校合同文化祭に係る会場使用料については、20万円程度を想定しており、委託料に含めるものとする。なお、会場使用料が生じる会場は、八尾市文化会館(プリズムホール)回廊ギャラリー、オープンコーナー、シルキーホール、オンライン展覧会である。

(2)まちかどライブクリエイション

まちかどライブクリエイションは、本市内各地で開催される芸術文化による 創造と交流のイベントである。

■去年の様子はこちら→ https://www.city.yao.osaka.jp/0000070601.html

①実施方法

本市及び推進会議を中心に、企画運営に従事するコモンズメンバーと連携し、まちかどライブクリエイションの企画運営業務を行う。

②留意事項

- ア まちかどライブクリエイションの実施時期は、令和6年9月14日(土) から12月8日(日)までとする。
- イ 会場候補は以下のとおり。※日程は実施予定日。変更の可能性あり。 萱振御坊 恵光寺、八尾おゆば、地域共生空間つながりについては、高校

合同文化祭及びまちかどライブクリエイションの両方を実施する会場としての利用を想定している。

会場【】は住所	日 程(予定)
新田ゼラチン (グラウンド)	
【二俣3-8】	プレ:9/14(土)、10/13(日)
エシカルフェスタとの共催会場	本番:11/3(日)、11/4(月)
TOMO I R&D	
【田井中2-43-6】	
推進会議メンバーの別企画とのコラボ	10/13 (日)
企画会場	
平井製作所	
【竹渕3-137】	10/27 (日)
ひらいマルシェとのコラボ企画会場	
近鉄八尾駅前噴水広場	11/4 (月)、12/8 (日)
【光町1丁目】	
萱振御坊 恵光寺	11/10 (日)
【萱振町4-1】	
八尾おゆば	11/17 (日)
【柏村町2-65-1】	
地域共生空間つながり	11/17 (日)
【都塚3-1015-3】	
茶吉庵	11/23 (土)、24 (目)
【恩智中町3-1】	
Cafe SANKARA	11/24 (日)
【恩智中町5-84】	
TSUTAYAリノアス八尾店	12/8 (目)
【光町2-60】	12/0 (H)
オンライン展覧会	
[HUAHUA]	作品展示:11/1 (金)~30 (土)
https://www.huahua-online.com/ja/	

- ウ まちかどライブクリエイションには、以下の3つの要素を必ず入れ込むこととする。
- ・高校合同文化祭との連携
- ・(仮称) 八尾まちかど国際芸術祭^{※1}に向けた実証実験
- ・アートコーディネーター養成講座※2受講生による企画・運営の実践の場
- ※1 計画にリーディングプロジェクトとして規定している「(仮称)やお芸術文化フェスティバル」が、令和5年度の推進会議において改名されたもの。2028 年度の実施を予定している。
- ※2 計画の施策1に係る取り組みとして令和6年度から実施している講座。基礎編と実践編に分かれており、基礎編を受講した受講生による実践の場として、まちかどライブクリエイションを活用することを想定している。
- エ まちかどライブクリエイションに係る会場使用料については、40万円程度を想定しており、委託料に含めるものとする。なお、会場使用料がかかる会場は、茶吉庵、オンライン展覧会である。

(3)推進会議の運営補助

高校合同文化祭及びまちかどライブクリエイションについては、推進会議が、 全体の統括として企画運営の中心となり準備を進めるため、受託者はその運営 補助を行う。

①実施方法

本業務においては、会議への出席、企画検討への助言、運営マニュアルの作成補助、チラシ等広報物の作成業務のほか、イベント実施の際の会場使用料、出演者への謝礼、イベント実施にかかる諸経費等の支払業務及びイベント実施後のアンケート作成、ロジックモデルの作成補助、業務報告書の作成業務等、推進会議の運営補助を行う。

②留意事項

ア 広報について

- ・チラシの作成、配布をはじめ様々な広報活動を行い、広く周知すること。
- ・チラシのデザイン、原稿作成、編集及び印刷製本等のすべてを委託業務の 範囲内とする。
- ・チラシの作成にあたっては、内容について事前に本市の了承を得ること。
- ・高校合同文化祭及びまちかどライブクリエイションの開催日の遅くとも 1 か月前までには告知・広報を開始すること。

イ アンケートの実施について

- ・ワークショップ及び各イベントの終了時には、来場者向けのアンケートを 実施し、その結果をとりまとめて報告すること。
- ・アンケートの内容は、高校合同文化祭とまちかどライブクリエイションの各取り組みが、施策ごとに、計画の進捗にいかに寄与したかを振り返るための資料として活用できるものとし、市と協議のうえ決定すること。

ウ ロジックモデルの作成補助

ステークホルダーにどのような変化があり、どういった目標をめざして本業務を実施するのかを整理するためのロジックモデル作成に向けた、推進会議のメンバーが参加する会議にファシリテーターとして参加し、その作成補助を行うこと。

エ 業務報告書の作成について

(1)及び(2)の内容について、全事業終了後1か月以内に業務報告書を作成し、紙媒体1部、電子データー式を本市に提出すること。

【業務報告書の記載内容】

- ・実施日時・場所・来場者数・出展コンテンツをはじめとした実施概要(実施内容がわかる写真や動画、参加者の感想などを含む)
- 各イベントのチラシや配布資料など
- ・アンケートの内容及び結果と、それを踏まえ明らかになった課題、並びに今後、計画を進めるにあたり検討すべき施策ごとの課題や方向性等

オ 著作権の取扱い

業務報告書に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利は、成果物の引渡しとともに、本市に帰属するものとする。ただし、受託者が著作権の行使につき本市の承諾又は合意を得た場合については、この限りではない。

業務報告書に第三者が権利を有する著作物(以下、「既存著作物等」という。) が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用負担及び 使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が 生じた場合は、すべて受託者の責任において処理するものとする。

5.実施体制

受託者は、本業務の実施にあたり、業務を統括する責任者として統括責任者を 設置し、本市と連絡調整を図ること。

イベントの開催時は、参加者対応及び安全対策等において、十分な人員体制を 講じること。

6. 委託料上限額

本市からの委託料は 2,000 千円 (消費税及び地方消費税を含む。) を上限とする。

- ※ イベント保険等の諸経費、消費税等、本業務に係る一切の費用を含むこと。
- ※ 本市からの委託料以外に資金調達しながら予算を拡大し、高校合同文化祭及びまちかどライ ブクリエイションを実施することも可能とする。

7.費用分担等

委託料には、会場使用料をはじめ、業務全般を統括するための事務費、人件費等を含むものとし、本市は委託料以外の費用は負担しない。

8. 契約条件等に関する事項

(1)委託料の支払い

本市と受託者の協議のうえ、支払い方法を決定する。

(2)契約保証金

- ・契約保証金は必要とする(ただし、八尾市財務規則第 122 条第 3 号又は第 6 号に該当する場合は契約保証金を免除する)。
- ・保証人は不要とする。

(3)再委託について

- ・受託者は、委託業務のうち、総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定 及び技術的判断等については、再委託することはできない。
- ・受託者は、コピー、文書入力、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易 な業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を必要としない。
- ・受託者は、前記に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。
- ・受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理

の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、八尾市暴力 団排除条例に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

9. 個人情報の取り扱い

受託者は、本契約による委託業務を処理するため、個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第1 項に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人 情報保護法及び本契約に係る個人情報保護特記事項を遵守し、個人情報の保護 に努めなければならない。

10.情報公開への対応

受託者は、八尾市情報公開条例の趣旨を踏まえ、事業の運営に関する情報を公開するため必要な措置を講じなければならない。

11. 法令等の遵守

事業の運営を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守すること。 地方自治法、地方自治法施行令、労働基準法、労働安全衛生法、著作権法、 個人情報の保護に関する法律、八尾市情報公開条例、その他関連法規

12. 障がいのある人への合理的配慮の提供

受託者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき本市が定めた「八尾市における障がいを理由とする差別の解消に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならい。

13. その他

- ①受託者は、事業実施における安全管理を徹底すること。
- ②受託者は、事業実施における感染症等の拡大防止のため、状況に応じて必要な感染症対策を講じること。
- ③受託者は、事業を実施するにあたり宗教活動及び政治活動、特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした活動を行わないこと。
- ④ 受託者は、受託内容に疑義が生じた場合は、速やかに本市に確認を行うこと。
- ⑤仕様書の疑義については、都度、本市に確認し、その指示に従うこと。 その他、この仕様書に定めのない事項または、委託業務内容に疑義が生じたと きは本市と受託者にて協議のうえ、これを処理・決定するものとする。

14. 問合せ先

〒581-0006 八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内 八尾市魅力創造部 文化・スポーツ振興課

担当:古川·松村·川下

TEL: 072-924-3909 / FAX: 072-924-3788 E-Mail: bunkasports@city.yao.osaka.jp